

保護者の皆様

つくば市長 五十嵐立青
(公印省略)

保育施設の利用自粛のお願い期間中における利用者負担額（保育料）の
軽減措置について

日頃からつくば市の保育行政、新型コロナウイルス感染症拡大防止に向けた取組
について御理解と御協力を頂き御礼申し上げます。

現在、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、保育施設利用の自粛のお願い
をさせていただいておりますが、期間中に保育施設利用を自粛していただいた利用
者負担額（保育料）の軽減措置について、詳細が決定しましたので、下記のとおり
御案内いたします。

記

1 対象期間

令和 2 年 (2020 年) 4 月 7 日 (火) から令和 2 年 (2020 年) 5 月 31 日 (日) まで
※期間に変更が生じた際は、別途お知らせします。

2 対象者

つくば市在住で認可保育施設を利用する 0～2 歳児クラスの児童

(保育所 (園)、認定こども園 (2・3 号)、小規模保育施設、事業所内保育所)

※市外の認可保育施設を利用している場合でも、登園自粛に伴う保育料の軽減措
置を受けることができます。

※市外在住の方は、お住まいの市区町村にお問合せください。

3 対象要件

自粛要請期間中に月 1 日以上登園を自粛、または欠席した場合

※欠席理由は問いません。

4 算定方法

自粛要請期間中の登園日数に応じて日割り計算を行います。なお、4月分につきましては、対象期間が4月7日からのため、4月1日から4月6日までの保育料には適用されません。そのため、4月6日以前の開園日数である5日間に、4月7日以降の登園日数(土曜日を含む)を加えた日数が4月の登園日数となります。

< 4月分保育料 >

保育料月額 ÷ 25日※ × (5日 + 4月7日以降の登園日数) = 軽減後保育料
(10円未満切捨て)

(例) 保育料月額 31,000円の児童が4月7日以降に10日間登園した場合
31,000円 ÷ 25日※ × (5日 + 10日) = 18,600円 (軽減後保育料)

< 5月分保育料 >

保育料月額 ÷ 25日※ × 5月の登園日数 = 軽減後保育料 (10円未満切捨て)

※内閣府令での定めにより、25日を基本として日割り計算いたします。

5 軽減方法

保護者の皆様からの手続きは必要ありません。各施設からの登園状況の報告により、市にて対象者の日割り計算を行います。

保育所(園)…軽減分の保育料は、4月分を7月分保育料、5月分を8月分保育料へ充当を予定していますが、還付を御希望の場合は、つくば市幼児保育課まで御連絡ください。

※退園等の理由で充当ができない場合は、還付により対応いたします。

認定こども園・小規模保育施設…利用している保育施設での対応となります。
詳細は、利用している施設へお問合せください。

問合せ先

つくば市こども部幼児保育課

入所入園係

TEL : 029-883-1111

(内線 1533、1553、1622~1624)